

2011年度建議事項回答

2012年06月13日
SJC 産業政策委員会

回答一覧表(カッコ内は前年の回答状況)

分野	項目数	受入可能	一部受入	長期検討	受入困難
労働・労使	4(6)	0(0)	2(3)	1(1)	1(2)
金融	3(1)	1(0)	0(0)	0(0)	2(1)
知的財産権	22(19)	11(6)	5(4)	5(6)	1(3)
個別要望事項	6(4)	2(1)	4(2)	0(0)	0(1)
合計	35(30)	14(7)	11(9)	6(7)	4(7)

労働・労使関係分野 (継続4項目)

- 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【受入困難】
- 2) 有給休暇の買い取り禁止【一部受入】
- 3) 非正規職の使用期間制限延長【長期検討】
- 4) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【一部受入】

金融分野 (新規2項目、継続1項目)

- 5) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【受入困難】
- 6) 「資本市場と金融投資業に関する法律」における「業務委託報告」の簡素化【受入】
- 7) 外国為替健全性負担金制度など外貨建て資金調達に関わる規制の緩和【受入困難】

知的財産権分野 (新規5項目、継続17項目)

- 8) 侵害立証の容易化【受入】
- 9) 間接侵害規定の拡充【長期検討】
- 10) 法院による特許権等の有効・無効の判断【受入困難】
- 11) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【長期検討】
- 12) PCT出願の補正範囲の拡大【受入】
- 13) 外国語出願の導入【受入】
- 14) 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間及び拒絶決定に対する不服申立て期間の延長【一部受入】
- 15) 特許の分割出願の時期的要件の緩和【長期検討】
- 16) 特許出願におけるマルチのマルチクレームの容認【長期検討】
- 17) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【長期検討】
- 18) デザイン登録要件の改善【受入】
- 19) 物品と受像機が分離している場合の画面デザインの保護の拡充【受入】
- 20) デザイン保護法におけるロゴやアイコンなどの保護範囲【受入】
- 21) デザイン保護法施行規則における無審査物品の見直し【一部受入】
- 22) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期改善【一部受入】
- 23) 商標の指定商品の包括的な記載に関する改善【一部受入】
- 24) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)で提供される意匠・商標検索システムの改善【受入】
- 25) 知的財産裁判例集の提供【一部受入】
- 26) 外国の権利者(団体)による韓国の著作権等侵害是正命令・韓国手続きのための申請の容

易化【受入】

- 27) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスにおける問題点【受入】
- 28) 水際措置の強化【受入】
- 29) 知的財産権侵害品の輸出入・通過規制の強化、取締り職員に対する模倣品判定教育等の拡充【受入】

個別要望事項 (新規3項目、継続3項目)

- 30) 多数供給者契約の納品価格に関し、市場価格調査におけるインターネット価格調査の際の総合的、適正判断の必要性について【受入】
- 31) 公正取引委員会の調査の際、事前通知及び延期の承認【一部受入】
- 32) 電気電子製品の廃棄物管理機関の一元化【一部受入】
- 33) 薬価事後管理制度の改善【一部受入】
- 34) 新薬の薬価算定プロセスの改善【一部受入】
- 35) 交通問題について改善【受入】

*下線は新規項目

1. 労働・労使関連分野（継続6項目）

項 目	検討意見
<p>1) <u>就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【雇用労働部／受入困難】</u> <<建議要約>> 韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉では企業側が一方的に不利である。企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。</p>	<p>・就職規則は労働関係における主な内容を含んでいるにもかかわらず、労働契約や団体協約とは違って使用者によって一方的に決まるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 労働条件の不利な変更がある場合、従来の労働者信頼保護、使用者の任意解釈を防止するために労働者集団の同意を得るように規定、労働条件の対等決定を原則上存続させる必要。 <p>・就職規則の解釈および運営指針('09.4.24 日) 公開:別途送付。</p>
<p>2) <u>有給休暇の買い取り禁止【雇用労働部／一部受入】</u> <<建議要約>> 勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除及び、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、休暇の買い取りを団体協約や就業規則に記載している場合には改定が困難であることや、休暇使用促進制度を実行するのが難しいと言った実態により、有給休暇の実取得、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。 その為、ワークライフバランスの重要性を広く国民に広報して休暇取得の促進をはかると共に、「団体協約や就業規則を変更せずとも休暇の買い取りを免除できるよう法改正を行う」或いは、「有給休暇の買い取り廃止は、不利益変更にあたらないことを明確にする」ことを要望する。</p>	<p>・就職規則および団体協約で未使用の年次休暇手当を支給するよう規定した場合、これは労使間で手当の支給を定めていることであるため、使用者が休暇使用促進制度を一方的に導入しても有利な条件優先原則の上、就職規則および団体協約の効力が優先。</p> <p>また、事業所で年次有給休暇使用促進制度を導入する場合、労働者がその内容と影響力を理解して意見を表現できる保護装置を用意することが妥当であるため、就職規則および団体協約を変更することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 年次休暇使用促進剤の導入のためには団体協約および就職規則を変更する必要があるため、建議とともに法改正をすることは難しい。 - 未使用の年次休暇手当は判例を通じて労働者に支給するように認められているにもかかわらず、年次休暇使用促進制度を通じて免除するのは不利益変更該当、何の根拠もなく不利益変更でないとは明確化するのには困難。 <p>* 通常、判例は賞与金・退職金など手当で規定を不利益に変更することは経済的・制度的な必要性が認められる上、法廷基準を上回っても不利益変更該当すると判示(大法院89タカ24780,92タ32357,92タ49323等)</p>

<p>3) <u>非正規職の使用期間制限延長</u> <u>【雇用労働部/長期検討】</u> <<建議要約>> 韓国における非正規職の割合は 2009 年の「非正規職保護法」施行後も増加傾向にある。これは非正規職の使用期間が 2 年に制限されていることで、使用者から見ると正規職に適した人材かどうか見極める期間が短い、勤労者から見ると業務知識やスキルの向上をはかるには期間が短いことが原因と考えられる。現状でも同一事業所に長く勤務した非正規職ほど正職員への転換率が高いという調査結果が出ており、正規職の雇用増進をはかる為に、非正規職の使用期間の延長、及び、常用雇用型派遣事業の法制度化を要望する。</p> <p>4) <u>国家有功者雇用義務の弾力的運用</u> <u>【国家報勲処/一部受入】</u> <<建議要約>> 国家有功者の雇用義務については、過去の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最近労働基準法を改正('12.2.1.公布、'12.8.2.施行)し、年次有給休暇の使用促進時点を3ヵ月前から6ヵ月前に操り上げる。 ・期間制労働者の使用期間を2年から4年に延長する法案は国会で係留しているが、与野党間意見の差により提出できない。 - 無理して期間延長方を推進する代わりに労働市場先進化委員会で雇用合理化の面で期間制限例外理由の追加方を他の議論課題とともに議論。 - 期間制使用期間制限の例外理由追加は労使間の意見が厳しく対立し、労働市場への波及効果が大きいため、十分な議論が必要だという共感が形成。 - 今後、労働市場の状況、労使および関係専門家間の十分な議論・検討を経て慎重に検討する計画。 ・常用雇用型派遣は、派遣業者が正社員として雇用して使用業者に派遣し、労働者の雇用安定に貢献する肯定的な側面があるため、 - '11年政府与党は常用型派遣を導入する派遣法改正案(イ・ジュヨン議員の案)を推進したが、野党および労働界の反対により国会における議論の過程で常用型派遣を削除。 - 一方、常用型派遣を導入すると、間接雇用の固定化、派遣労働者による正社員の代替など雇用不安と労働条件低下に対する懸念による反対も結構存在。 - 従って、常用型派遣の法制化についても今後労働市場の状況や労使および関連専門家間の十分な議論・検討を経て慎重に検討する計画。 ・国家有功者雇用義務は憲法第32条に6項に基づく特別制度で、国内で企業を行う外国人投資企業にも雇用義務を適用。
--	--

建議において貴政府から「語学力があるなど外国人投資企業に必要な人材を斡旋する」「就業支援対象者を5倍で推薦し、人材選択権を付与する」等の回答を頂いているが、依然として企業が求める人材と、推薦を受ける人材の間にミスマッチが起きており、雇用後に企業で能力向上教育が別途必要になるなど、企業側の負担が依然大きいのが実態である。

についてはミスマッチ解消の為に、外国人投資企業が求める人材要件についての調査を行い、その人材要件に達するように教育や実習を実施するなどの能動的な活動を要望する。

また、外国投資企業の場合にはバイリンガルスタッフの雇用などで、同じ活動規模でも韓国地場企業より多くの従業員を必要とするケースがある。特に20名程度の小規模事業所にとっては負担が大きい為、国家有功者の雇用義務人数の緩和をお願いする。

- ただし、外国人投資地域として指定された地域に入居している企業に限って別途に法律で雇用義務を免除(猶予)。

・国家報勲処は「国家有功者等優遇および支援に関する法律」を改正(2009.8.7日施行)し、企業と共生できるよう持続的に努力。

※改正内容

①「雇用命令」という用語を「報勲特別雇用」に名称変更

②就職希望対象者の5倍数を推薦、人材選択権を提供

③専門職業相談者を活用し就職支援過程の専門性を強化

④就職能力を向上するため職業能力開発を支援

⑤「大学生-企業」を連携させた企業採用優秀プログラム運営

・法廷義務雇用的人数は業種別に3~8%と一律に適用しているが、'11.12月、外国人投資企業における国家有功者義務雇用の履行率は42.9%程度。

- 雇用義務履行業者が経営悪化によって雇用が厳しい時、1年間義務雇用猶予(2009.7.1日施行)など経営状態を考慮し、柔軟に制度を運営中。

・今後、就職能力開発を活性化するとともに、企業に必要な人材育成に努める計画。雇用後の補償は予算で賄うことなどについては関係機関の協議が必要であるため、中長期的に検討。

- 国家有功者就職支援制度は経済的な理屈に沿ってアプローチするものではなく、国家有功者の生活安定と自立基盤を作るという認識が必要。

2. 金融分野（新規2項目、継続1項目）

項 目	検討意見
<p>5) <u>国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【企画財政部/受入困難】</u> <<建議要約>> 支払保証のみを取得し、国内金融機関より借入れしているケースでは、実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の3倍（金融業は6倍）を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるように改善を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国外支配株主の支給保証も借入と同様国外支配株主の自己資本出資回避に該当するという点を反映し過少資本税制を適用。 - 国外支配株主は自己資本出資或いは、直接大物時に発生する流動性制約などを考慮して支給保証選択。 - 国外支配株主の支給保証は内国法人の独自借入が困難な場合に要求され、今後保証債務に転換される可能性も高い。 <p>・国外支配株主の支給保証による借入が国内借入であっても最終負担は国外支配株主という点を考慮すると、実質的に借入と同一であるため、国内外借入の如何に関係なく過少資本税制を適用するのが妥当。</p>
<p>6) <u>「資本市場と金融投資業に関する法律」における「業務委託報告」の簡素化【企画財政部/受入】</u> <<建議要約>> 金融機関の業務委託に関して、「金融機関の業務委託等に関する規定」及び「資本市場と金融投資業に関する法律」における報告事務を簡素化すべく、「資本市場と金融投資業に関する法律」を以下の通り変更することを要望する。 ①事後報告条項の追加・新設：報告事務効率化のため業務委託に係る事後報告条項を追加・新設する。 ② 報告部署の一元化：当局の報告先を現行2つの部署から1つの部署へ一元化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託報告の事後報告制度を導入(金融投資業規定改正、'12.1.3)。 - 既に報告した委託内容と同じ内容または手数料の変更、契約期間の変更など軽微な一部事項を変更する場合に対して事後報告。 ・現在の資本市場法による金融投資業者(兼営金融投資業者を含む)の業務委託報告は一つの部署(金融監督院金融投資業務チーム)で実施。 * 銀行、保険など資本市場法で定める金融投資業を兼営する者。
<p>7) <u>外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和【企画財政部/受入困難】</u> <<建議要約>> 外国銀行支店の外貨借入れは、その大半が安定資金としての性格が強い国外本支店か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替健全性負担金は過度な借入による資本流出の急激な変動を緩和するために導入し、国内の都市銀行および外換銀行の支店に差別なく適用。 <p style="text-align: right;">外銀支店における高い負担率は外貨借入</p>

<p>らの調達である。2011年8月1日施行の外国為替健全性負担金制度では本支店借入れをも対象に含めているため、資金調達コストの大幅な上昇は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるだけでなく、貸出先である一般企業や地場金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすく、韓国経済や産業界全体の負担増となる可能性がある。</p> <p>その改善策として、1)高い負担金料率を現行の半分以下に軽減、2)安定資金としての性格が強い本支店借入れに対する負担金の軽減措置、3)外国銀行支店が金融サービスを安定的かつ円滑に提供できる環境を整備すべく柔軟な金融政策、などのご検討を要望する。</p>	<p>比率が高い資金調達の特性に起因。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ただし、外銀支店の特性を考え、本店から長期調達する資金は賦課対象からすでに外している。 ・一方、外銀支店はすでに国内銀行が適用されている外国為替健全性規制*を適用されていないなど優待を受けていることも考える必要。 <p>* 外貨流動性比率、7日(1ヵ月)ギャップの比率、中長期外貨貸出財源調達比率</p>
--	---

3. 知的財産権分野（新規5項目、継続17項目）

項目	検討意見
<p>8)侵害立証の容易化【特許庁/受入】 ≪建議要約≫ 知的財産権侵害訴訟において、侵害や損害額の立証等を行うためには、相手方が所持している文書、情報等が必要な場合が多い。しかし、法院において、文書、情報等の提出命令に係る規定が整備されていないことから、必要な文書、情報等であっても、それらが提出されないという問題が生じている。</p> <p>そこで、侵害や損害額の立証に必要な書類、情報等について、当事者に対し、法院が提出命令を出せるような制度の整備を要望する。また、当該書類、情報等は、営業秘密であることも多いため、提出された文書、情報等について、情報漏えいが生じないような制度をあわせて要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の書類提出命令権限に関して、既に民事訴訟法第292条、第344条、第347条、第366条、第367条等を通して当事者の主張を立証するための文書提出、検証、陳述などを命令することができる。 - また、損害額算定のための必要資料も特許法第132条、実用新案法第30条、商標法第70条、デザイン保護法第67条、不正競争防止法第14条の3を通して命令可能。 ・特許庁は、秘密保持命令制度及び異議違反に対する処罰制度を知的財産権個別法に導入推進中('08.10. 国会立法案提出)。 ・日本特許法第105条第2項に該当する秘密審理制度は、既に韓国の民事訴訟法第347条第4項に規定、非公開手続で法律に明記されている。

9) 間接侵害規定の拡充【特許庁/長期検討】

《建議要約》

特許発明の生産又は実施に用いられる部品や材料等を侵害者に供給する行為等は、いわゆる間接侵害として権利侵害の一つとみなされるところ、現行特許法では、特許発明に対する専用部品(発明の生産又は実施に「のみ」使用する物)を供給等した場合に限って間接侵害とみなされている。そのため、その部品等が特許発明に対する専用部品であるか否かが厳格に判断されることとなり、仮に侵害品に用いられることを知りながら、悪意をもって部品を供給したとしても、専用部品とは認められない場合、間接侵害行為とはみなされず、特許権の十全な保護が図られていない。

そこで、権利保護強化の観点から、特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら部品等を供給する行為についても間接侵害とみなすよう、規定を整備することを要望する。

10) 法院による特許権等の有効・無効の判断【特許庁/受入困難】

《建議要約》

特許権等の侵害訴訟が提起された場合、被告が対象となる特許権等の有効、無効を争うためには、無効審判を特許審判院に別途提起しなければならない。そのため、侵害訴訟の手続きを効率的に進めることができない状況にある。

そこで、侵害訴訟において特許権無効の抗弁を認め、特許が無効とされるべきものである場合は、法院においてこれを判断し、早期かつ一回的紛争解決を図る制度の導入を要望する。

11) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【特許庁/長期検討】

《建議要約》

現行制度において、何人でも無効審判を請求できる期間は、登録公告から3カ月経過前のみであり、登録公告から3カ月以降は、利害関係人と審査官以外、もはや無効審判を請求す

・間接侵害の範囲を拡大することは特許権者の権利濫用及び特許紛争の増加を招く恐れがあるため、慎重に検討されなければならない事案。

- 従って、特許権者の権利保護の側面、特許権者と第三者の公平性の側面、国際的調和の側面などを総合的に考慮して長期的に検討。

・特許侵害訴訟で民事裁判所が制限的に無効抗弁を認める事例、無効抗弁の認否は当該裁判所の法的判断にかかっている。

・特許権など無効の有無は、特許に関する専門知識と経験を有した審判官で構成された特許審判員による審判を受けるようにすることが最も正確。

- 裁判所の侵害訴訟で、特許権などの無効を判断できるように制度化することは望ましくない。

・登録公告日から3カ月以内は誰でも無効審判請求が可能であるが、それ以降は利害関係人と審査官のみ請求を許容。

-これは、審判請求の利益がなければ審判請求権もないという民事訴訟法の基本原則を反映したものである。

ることができなくなる。しかし、特許権は、排他的独占権という強力な権利であることから、新規性や進歩性等が欠如する権利を維持することは、公益的観点から望ましくない。
そこで、新規性、進歩性等の欠如といった公益的な観点から無効とすべき理由を有する特許権については、いつでも何人でも無効審判を請求可能な制度とすることを要望する。

12) PCT 出願の補正範囲の拡大【特許庁/受入】

《建議要約》

PCT による国際特許出願が韓国国内に移行した場合、国内移行時に提出した翻訳文に基づいた補正しか認められておらず、国際出願の原文に基づく手続補正が認められていない。そのため、例えば、翻訳に誤りがある場合に、現行制度では、正しい補正を行うことができず、権利取得において問題を生じている。

そこで、PCT による国際特許出願の国内移行時において、国際特許出願の原文に基づく手続補正を認めるよう、補正範囲の拡大を要望する。

13) 外国語出願の導入【特許庁/受入】

《建議要約》

韓国特許庁への特許出願を行う際、現行制度では、韓国語で出願を行わなければならないこととされている。しかし、企業活動ないし特許制度のグローバル化に伴い、複数の国に同一の特許出願を行う必要性が増しているところ、現行制度では、短期間に韓国語へ翻訳しなければならず、また、翻訳に誤りがあった場合、手続補正が制限される等、さまざまな問題が生じている。

そこで、外国語による特許出願を許容する外国語特許出願を採用することを要望する。

-特許審判院の実務上、利害関係人の範囲を広く認めるからといって利害関係が全くない第三者にまで請求人適格を認めることではない。

-誰でもいつでも審判請求を提起できるようにすれば、害悪を及ぼす目的で審判請求を濫発し、特許権者に時間と費用を支払う問題が発生。

-請求人適格が争点になって判断に影響を及ぼす場合は極めて稀であり、利害関係のない第三者の審判請求濫用の懸念を考慮して長期的に検討。

・現在、'13年以降の施行を目標に特許制度の先進化(PLT事項反映など)のための特許法・実用新案法の改正を進行中。

・特許法・実用新案法改正案(立法予告:'11.8.2.~8.22.)には、PCT 出願の補正範囲を出願の原文(外国語)に基づくようにする内容を含む。

・現在、'13年以降の施行を目標に、特許制度の先進化(PLT事項反映など)のための特許法・実用新案法の改正を進行中。

・特許法・実用新案法改正法律案(立法予告:'11.8.2.~8.22.)には、外国語(一部の外国語に制限予定)による出願を認める内容を含む。

14) 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間及び拒絶決定に対する不服申立て期間の延長【特許庁/一部受入】

《建議要約》

主要各国において、拒絶理由通知に対する意見書提出等の応答期間は、概ね3～4カ月とされているところ、韓国においては、2カ月とされ、これを延長するために手数料が必要となる。

そこで、当該期間を主要各国と同様、3～4カ月とすることを要望する。また、同様に、拒絶決定に対する不服申立て期間についても、現行の30日間をより延長することを要望する。

15) 特許の分割出願の時期的要件の緩和【特許庁/長期検討】

《建議要約》

現行の画面デザイン制度では、物品と画像との一体性が要求されているため、例えばDVDプレーヤーのような物品では、テレビに表示する操作画面などの画面デザインについて保護を受けられない(対象物品をテレビとせざるを得ない)。物品と受像機が分離している場合でも、物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を要望する。

16) 特許出願におけるマルチのマルチクレームの容認【特許庁/長期検討】

《建議要約》

現行制度の運用では、特許請求の範囲を記載するに当たって、他の請求項を多数引用した請求項をさらに多数引用する記載(いわゆるマルチのマルチクレーム)が認められていない。そのため、多面的な特許権の取得が困難な状況にある。

そこで、日本特許庁及び欧州特許庁のように、マルチのマルチクレームによる特許請求の範囲の記載を容認するよう要望する。

・拒絶理由通知に対する基本答弁期間及び拒絶決定不服審判請求期間を延長することは

- 審査期間遅延、権利不確定期間の長期化により、第三者の損害が発生し得るため、出願人の利益及び国際的調和を考慮して長期的に検討。

・一方、指定期間内に応答がない場合は、期間延長を申請したものと見なすように、指定期間の延長制度を導入することは

- '13年以降の施行を目標に推進している各国の特許制度の統一化を目標とする特許法条約(PLT)の趣旨を反映する特許法及び実用新案法改正法律案(立法予告:'11.8.2.～8.22.)に含む。

・特許決定後、分割による再出願の機会を付与する場合、権利確定の遅延により不特定多数の損害が発生する可能性が高く、分割出願の急増にもなう審査負担の増加などの懸念がある。

・今後、第三者の監視負担及び分割出願の推移などを考慮して、分割機会を特許決定後までに拡大する方案を長期的に検討。

・2以上の項を引用している複数の請求項を再び引用して請求する場合、その発明内容が非常に複雑になり第三者、審査官及び裁判所などが権利範囲を把握するときに困難である。

- 国際協力条約(PCT)規則6.4Iにおいても「多重従属請求範囲は他の多重従属請求範囲の基礎として使用してはならない」と規定、これを欠陥として取扱う。

・従って、審査官の業務負担、第三者の理解の容易性、国際的調和を考慮して長期的に検討。

17) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【特許庁/長期検討】

《建議要約》

現行制度において、コンピュータプログラムは、記録媒体(例えば、DVD や CD-ROM 等)に記憶されたものに限り保護対象となっている。しかし、コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして初めて実行されるものであるところ、インストールされたプログラム自体は、記録媒体に記憶されたものではないため、直接保護の対象とならない状況である。また、インターネット等の普及に伴い、ネットワーク上でプログラムを流通させる場合も少なくない状況であるところ、このような場合も、同様に直接保護の対象とはならない。

そこで、コンピュータプログラム自体を特許の保護対象として明確に規定することを要望する。

18) デザイン登録要件の改善【特許庁/受入】

《建議要約》

韓国では、同一出願人であっても、物品全体の意匠(デザイン)を先に出願した後、当該物品の一部等について意匠を出願した場合、当該物品の一部等についての意匠出願は、先に出願した物品全体の意匠出願により拒絶となり、登録を受けることができない。一方で、近年、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった被害が生じており、物品の一部等についても、権利保護を図る必要性が増しているところである。

そこで、同一出願人について、先に出願した意匠の一部等を後に出願した場合であっても、拒絶の対象とせず、登録可能とするよう、制度の改善を要望する。

19) 物品と受像機が分離している場合の画面デザインの保護の拡充【特許庁/受入】

《建議要約》

韓国の制度では、画面デザインを出願するに際し、物品と画面デザインとの一体性が要求されている。そのため、例えばDVDプレーヤーのような物品において、DVD を操作するた

・現行の法体系下でも、記憶媒体に記録されたコンピュータプログラムに対して保護。

・ソフトウェア産業発展推移、関連業界の意見及び世論の収斂、ネットワークを利用したプログラムの提供行為に対する他国における保護事例の収集・分析を通じて、関連事項に対し持続的な研究・検討が必要な事案。

・全体的な製品デザインを先に開発した後、創作性と独創性が高い一部を部分デザインとして保護を受けようとする傾向が大きい業界の事情を考慮して、

-全体のデザインと部分デザインの出願順序によって登録可否が変わる問題点を解消するために、同一人間の拡大された先出願が適用されないように、デザイン保護法改正案(10.7 月)を構築して国会に提出した。

・デザイン保護法改正案では、平面デザインの保護のためにデザイン保護対象としてグラフィックシンボルを追加。

-提案対象である画像デザイン及びアイコンデザインは平面デザインとし、今後改正案通過時に独立的な物品として出願・保護が可能。

めの画面をテレビに表示した場合、当該操作画面についての保護を受けるためには、「画面デザインが表示されたテレビ」のように、テレビと一体となった画面デザインとして出願せざるを得ない。

そこで、例えば DVD プレーヤーとテレビとの関係のように、物品(DVD)と受像機(テレビ)とが分離している場合であっても、画面デザインを物品の一部として(DVD の操作画面を DVD の一部として)意匠権を取得することが可能となるよう、制度の改善を要望する。

20) デザイン保護法におけるロゴやアイコン等の保護範囲【特許庁/受入】

《建議要約》

韓国のロカルノ協定加入に伴い、物品とは関係ないロゴやアイコン等の分類の導入が検討されているところ、物品を離れ、ロゴやアイコンそれ自体に権利の効力を認めた場合、権利範囲が必要以上に拡大され、第三者のデザインの創作活動が阻害されることとなる。

そこで、当該分類を導入する際には、出願人が出願時にロゴやアイコン等に係る物品の範囲を特定する等、一定の制約を設けることを要望する。

21) デザイン保護法施行規則における無審査物品の見直し【特許庁/一部受入】

《建議要約》

先に施行されたデザイン保護法施行規則により、流行性が強くライフサイクルの短い物品に対し早期に権利付与を行うべく、無審査で登録となる物品が追加された。しかし、その中には、プリンター等、流行性が強くない製品も多数含まれている。

そこで、プリンター等無審査とすることによりむしろ弊害を受ける物品について今一度精査し、無審査物品の区分を見直すことを要望する。

22) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期改善【特許庁/一部受入】

《建議要約》

日本、韓国はじめ、主要国では、他人が先に商標を出願し、商標登録 A を受けている場合、その後に出願した同一又は類似の商標 B

・デザイン保護法改正案の施行時、DVD プレーヤーを通じて TV に現れる画像デザインをモニター、DVD プレーヤーなど物品にとらわれず出願。

・国会に提出('10.7.)されたデザイン保護法改正案に反映、国会の審議過程で再検討する予定。

・現在、'12.10月施行を目標にデザイン保護法の改正を推進中。

- '11.4月に加入したロカルノ分類体系をデザイン分類として採択する予定、現在使用中の韓国分類とマッチング研究を通じて分類別に無審査の可否を決定予定。

- 研究結果によって現在無審査で分類された物品が審査物品に、又は審査物品が無審査物品に転換される。

・後出願商標の引用商標が先出願商標である場合は、後出願商標の審査を先出願商標の拒絶、取下げ確定及び登録時まで審査保留し、

-先出願商標の最終地位を反映して後出願商標の登録可否を決定しているため、実質的に登録決

は、登録を受けることができない。しかし、韓国では、登録商標 A と商標 B とが同一又は類似であるか否かの判断を、他の主要国とは異なり、商標 B の出願時を基準に行っている。そのため、商標 B の審査時において登録商標 A が消滅していたとしても、商標 B の出願時に存在していた場合は、既に存在しない登録商標 A によって、商標 B が拒絶されるという状況となっている。

そこで、他の主要国と同様、他人が先に登録した登録商標とその後に出願された商標とが同一又は類似であるか否かの判断を行う際には、先の出願の帰すを待ち、その後に出願された商標の決定時を基準に審査するよう要望する。

23) 商標の指定商品の包括的な記載に関する改善【特許庁/一部受入】

《建議要約》

例えば、プリンターとプリンターカートリッジのように、本体商品とその付属品に対し同じ商標を付して包括的な保護を得ることは、権利の十全な保護の観点から重要な事項である。しかし、現状では、商標出願において指定商品を記載するに当たり、本体商品とその付属品を包括的に記載することが認められておらず、付属品に該当する商品をすべて列挙する必要がある。

そこで、商標出願時における指定商品の記載方法として、本体商品とその付属品といった包括的な記載を許容するよう、改善を要望する。

24) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)で提供される意匠・商標検索システムの改善【関税庁/受入】

《建議要約》

韓国特許庁ウェブサイト(KIPRIS)では、一部の意匠・商標公報に英訳が行われ、英語による検索が可能となっている。しかし、全ての意匠・商標公報に対し英訳が行われておらず、英語検索を十分に活用することができない。

そこで、全ての意匠・商標公報に対して英訳を行い、利便性をさらに向上させるよう要望する。

定時を基準に判断。

・ただし、先登録商標取消審判請求後に同一・類似商標を後出願した場合は、不使用取消審判請求権者の保護のために判断時点を出願時として判断。

・商標登録を受けようとする場合は、国内で商標を使用若しくは使用しようとする意志がなければならず、指定商品を包括名称よりは個別商品別に列挙するようにする。

・包括名称は、多くの指定商品を一度に権利化できるという長所があるが、特定人に過度に広い権利を許容することになり、又は使用しない場合に第三者の商標使用を妨害するため、慎重に行わなければならない。

・ただし、日本で電子応用機械器具及びその部品(11C01)というのは、包括名称が認められるように国内も電子コピー機及びその付属品(G3908)など一部指定商品の包括名称を認めている。

・KIPRISで、英文が含まれる商標名に対する英文検索を支援中。

・海外利用者の検索便宜を高めるため、英文検索キーワードをハングルに機械翻訳して、検索式を構成する検索語の拡張機能(「Eng-Kor」)を追加提供中。

-今後、国・英文検索結果の同一性確保のために、英文キーワードに該当するハングルの同義語、類義語の拡張を通じて「Eng-Kor」機能を強化。

25) 知的財産裁判例集の提供【大法院/一部受入】

《建議要約》

現在、大法院のホームページにおいて、「主要判決」が公開されているが、一部に限られる上、知的財産関連の判決としてはまとめられていない。そのため、知的財産の活用を十分図るためには、裁判所の判断動向を知得することが必要であるところ、そのような調査が効率的に行えない状況である。

そこで、法院における知的財産関連の全ての判決について、裁判例として全文を公開すると共に、法律や結論等の区分、その他テキスト等により検索が行えるよう、データベースの整備及び公開を要望する。

26) 外国の権利者(団体)による韓国の著作権等侵害是正命令・韓国手続きのための申請の容易化【文化部/受入】

《建議要約》

韓国においては、インターネット上の海賊版への対策として、外国の権利者(団体)が著作権等侵害是正命令手続きのための申請を可能とするなど、非常に先進的な対応を行っている。しかし、その申請は、韓国語で行う必要があり、外国の権利者(団体)にとって、十分活用することが難しい状況である。

そこで、当該申請を外国からインターネット等により、英語、日本語等で行えるよう、一層の改善を要望する。

27) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスにおける問題点【文化部/受入】

《建議要約》

韓国では、いまだに日本の番組を地上波枠

・民事訴訟法が2011年7月18日に一部改正され、第163条の2が新設、上記の規定は2015年1月1日から施行される予定。

- 知的財産の判決に対しても民事訴訟法第163条の2が準用され、2015年1月1日から電算情報処理システムを通じた電子的方法で閲覧及び複写が可能。

・ただし、改正民事訴訟法第163条の2第2項のように「閲覧及び複写に先立って判決書に記載された声明など、個人情報が開示されないように大法院の規則で定める保護措置をしなければならない」ため、企業名などが非実名処理されないようにして欲しいという要求は受入困難。

・著作権侵害申告は、違法複製物申告サイト(www.copy112.or.kr)を通じて可能であり、申告事項に対しては是正勧告などの措置を取っている。

- '13年以降、海外権利者による申告の便宜性向上のために「英文」バージョンでもサービスが提供されるように改編する計画。

・ただし、日本語サービスが必要な場合は、日本著作権情報センターが韓国著作権委員会とMOU締結など相互主義方式で処理することが効率的である。

・参考として、韓国は著作権保護において世界で最も強力な措置を取っている国家(英,Economist紙,2011.8.20)である。

- 三振アウト制度、掲示板サービスの停止制度、ウェブハード登録制の施行など、強力な著作権保護措置を取っている。

・著作権保護に対する認識改善のための教育と広報が何よりも重要。

-小・中等正規教科課程に反映、巡回著作権教室運営、インターネットを通じた遠隔システムの整

から締め出す等、日本コンテンツに対する規制が行われている。また、インターネット上で、日本コンテンツの字幕入り違法アップロードが多数行われている上、いわゆる番組フォーマットの模倣も横行している等、著作物に対する知的財産権の認識が十分とはいえない状況である。

そこで、このような日本コンテンツに対する前時代的な規制を早急に緩和すると共に、違法アップロードの取締り、番組フォーマット模倣に対する指導、その他、著作物に対する法令遵守の指導、啓もう活動を行い、知的財産に対するマインドを向上させるよう要望する。

28) 水際措置の強化【関税庁/受入】

《建議要約》

現在、税関における水際措置は、原則的に商標と著作権のみを対象としている。しかし、模倣品が多様化している昨今、特許等他の知的財産権を侵害する模倣品が韓国国内に流入するおそれが高まっている。

そこで、税関における取締りの対象として、特許等他の知的財産権も広く含めるよう要望する。

29) 知的財産権侵害品の輸出入・通過規制の強化、取締り職員に対する模倣品判定教育等の拡充【関税庁/受入】

《建議要約》

韓国をはじめ、各国により模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)に署名がおこなわれ、条約の早期発効に向けた取組みがなされているところ、複雑化する模倣品等の流通経路に対

備などの成果* 著作権教育の受患者:9万人('09) → 35万人('10)。

-今後、単純な著作権の知識伝達ではなく、同意と共感を得る著作権教育及び広報プログラムを拡充。

・著作物の流通秩序を乱す違法複製物の流通に対しては、断固として持続的な対応が必要。

-このため、違法複製物常習送信者(ヘビーアップローダー)に対するアカウント及び掲示板の停止命令制度を導入('09)。

-特別司法警察制度の拡大、デジタル著作権フォレンジックチーム運営、在宅モニター運営などを効果的に推進して、オンライン著作権侵害に対する抑止力を向上。

・放送フォーマット中、創作性が認められる程度に具体的に表現されたものは著作物として保護が可能であり、権利保護が確実に成り立つように努力。

・通関段階で知的財産権の保護範囲拡大のために関税法を改正('10.12.30)。

-知的財産権保護対象の権利を商標権・著作権だけでなく品種保護権、地理的表示権、特許権、デザイン権まで拡大* ただし、特許・デザイン権は2013年7月1日に施行。

-対象物品を輸出入物品から積替え又は複合積替え・保税区域搬入・保税運送・一時揚陸物品まで拡大。

・日本へ搬出される国際郵便に対する偽造商品密輸集中取締りを実施し、韓国の「ニセ物イメージ」から脱皮。

* 摘発実績('09.8～'11.12月):総590件、9096点、約70億ウォン摘発

-日本税関の知的財産権侵害物品取締り実績

<p>応するためには、輸出時のみならず、輸入や荷物積替えの通過時においても取締りを行うことが重要になっている。また、その際、ACTAでもうたわれているように、執行機関における知的財産専門家の育成、レベルアップが必要となる。</p> <p>そこで、これまで水際措置として輸入時における模倣品等の取締りが行われてきたところ、輸出及び通過時においても取締りを行うと共に、税関職員等に対する模倣品の判定教育等の機会をより拡充し、模倣品問題を抱える各企業に広く認めるよう要望する。</p>	<p>の内、韓国からの輸出品の割合が毎年大幅に減少。</p> <p>* 取締り実績のうち、韓国からの輸出品割合: '09年6.8%→'10年3.4%→'11年2.0%</p> <p>・税関職員の知的財産権侵害物品に対する摘発能力向上のためにTIPAに委託して教育を実施し、知的財産権執行能力を強化。</p> <p>* 教育実績:15 税関、総 5 回、437 人('11 年度)</p>
---	---

4. 個別要望事項（新規3項目、継続2項目）

項 目	検討意見
<p><u>30) 多数供給者契約の納品価格に関し、市場価格調査におけるインターネット価格調査の際の総合的、適正判断の必要性について</u> 【調達庁/受入】 《建議要約》 政府各機関で共通的に必要な物資を調達する際、調達庁との多数供給者契約を結んだ後に供給することになるが、調達庁は契約単価より低い金額で取引されている市場実態がある場合、契約者の契約単価の引き下げを要求している。</p> <p>しかし、調達庁が比較対象にしている価格（特に、インターネット上の価格）がマーケットの正常的な取引金額、商業実態を反映していない可能性があるため、契約単価の引下げを要求する場合の市場価格調査については、特にインターネット市場価格について、取引の信頼性、継続性・頻度・量などを考慮し総合的に判断するよう要望する。</p>	<p>・調達庁は「多数供給者契約業務処理規定」第22条に基づき契約業者に優遇価格の維持義務を賦課。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 優遇価格違反の有無判断は市中取引価格が契約相手によって価格管理が可能な供給価格かどうかを判断して決定。 - インターネットを通じた個人間の取引や契約相手の価格管理が不可能な取引に対しては値下げを強制しない。 <p>* 価格管理が可能な供給価格: 価格管理が可能な総販売供給価格、直営代理店販売価格、各社ホームページ、カタログなどに登載した価格を意味</p> <p>- また、契約相手の契約条件(A/S 期間、引渡条件など)を考慮して優遇価格を違反したかどうかを判断。</p>
<p><u>31) 公正取引委員会の調査の際、事前通知及び延期の承認</u> 【公正取引委員会/一部受入】 《建議要約》 公正取引法違反の疑いで調査を受ける際、事前通知なしで現場調査が行われるケースが多い。又、会社の都合上、調査への対応が難しい場合でも延期事由が限られており、延期に</p>	<p>・原則的に現場調査の開始前に調査公文書などを通して調査実施を通知。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ただし、カルテル調査など事前通知時、証拠隠滅の恐れがある場合は例外。 <p>・公正取引法とその施行令は調査および処分 の延期申請理由を具体的に規定、延期申請した</p>

なるケースがほとんどない。反面、公正取引委員会の調査を受けた経験のない会社から見れば調査対応に相当の時間・手間がかかる。他の政府調査(例えば、国税庁、関税庁、労働部、環境庁など)の場合、事前通知されるケースが多いので会社は十分な対応ができる。公正取引委員会の調査も他の政府調査と同じく、現場調査の前に事前通知することを要望する。又、経営上の緊迫な事由があり延期の申し込みをする場合、証拠隠滅、逃亡の疑いなど特別な理由がない限り、関連処分・調査を原則的に延期できるよう関連法の改正を要望する。

32) 電気電子製品の廃棄物管理機関の一元化【環境部/一部受入】

《建議要約》

電気電子製品を生産している事業場で発生する各種廃棄物の処理・再活用に関する管理機関は2ヶ所(地方環境庁、韓国環境公団)に分かれており、似たようデータ及び実績資料などを管轄機関ごとに提出、管理されているため事務負担が大きい。電気電子製品の廃棄物処理について廃棄物管理機関の一元化を要望する。

場合、委員会で承認の有無を決定(法第50条の3,施行令第57条の2)。

・抽象的な基準である経営上に緊迫した理由があるとして調査を原則的に延期する場合、適時調査および証拠確保が困難

・電機電子製品の製造・輸入業者は「電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律」に基づき有害物質の使用制限など予防規定やリサイクル義務率の達成など事後管理遵守義務を履行。

* 履行実績は韓国環境公団で運営するリサイクルシステム(EcoAS)に基づき義務化

・事業所廃棄物排出者の申告畢證(証紙)を保有している一部の電気・電子製品事業所の場合、「廃棄物管理法」に基づき廃棄物の発生および処理実績を提出しているが、廃棄物は電気・電子製品のリサイクルとは関係ない事業所の廃棄物。

* 実績提出は韓国環境公団で運営する「正しいシステム(Allbaro)」に基づき義務化

・従って、それぞれの法律が追求する目的と機能の相互関連性がなく、業務の効率性が低下するため管理機関一元化の要求は受け入れ困難。

・ただし、EcoAS と Allbaro システムの両方を使用する者のために ID および公認認証統合運営体系の構築などは検討する計画。

33) 薬価事後管理制度の改善【保健福祉部/一部受入】

《建議要約》

本年 8 月 12 日付韓国保険福祉部より発表された新薬価政策(特許満了医薬品の薬価を 2012 年に現行水準の 53.55%まで一括引き下げ)は、製薬企業の韓国での事業展開意欲を減退させつつあるだけでなく、韓国国民の将来の医療水準の低下をもたらす。従って、まず特許満了に伴う Original の強制引下げ幅を圧縮し、その上で、Original と Generic の自由価格競争を誘引するために、Original と Generic に「市場型実取引価制度」を適用することを要望する。

34) 新薬の薬価算定プロセスの改善【保健福祉部/一部受入】

《建議要約》

2007 年 1 月、保険薬価算定制度が Positive List System へ変更されて以降、健康保険審査評価院(以下 HIRA: Health Insurance Review & Assessment Service)に加えて、健康保険公団(以下 NHIC: National Health Insurance Corporation)との二重の薬価交渉となった結果、交渉期間が徒に長期化し、長い時間と莫大な開発投資をかけた保健当局に有効性/安全性が認められ許可された新薬が、日常の保険診療に使用せず保険償還されない状態が続くことが多発している。従って、HIRA と NHIC の業務分担を明確化し、薬価算定交渉の重複的な製薬企業への負担の改善を要望する。

・以前にも多数の first Genericが54.4%と登載され、53.55%を付与する今回の制度改編は最小限の引き下げ。

・特許満了のOriginal医薬品とGeneric価格に差別を置くことは「同一効能薬剤・同一価格原則」という薬価制度の趣旨に違反。

・市場型実取引価額制度は薬価制度改編で事後管理効果が相殺され現在インセンティブ支給を1年間('12.2.1~'13.1.31)猶予している状態、施行過程であられた問題点などを補完するために薬価制度協議体で議論中。

・リベート摘発によって通知された薬剤に対し薬剤価格引下げ措置を進行、今後、リベート摘発の際、給与リストから外す方案も検討中。

・現場および専門家などの合意に基づいた適正性・透明性・予測可能性などを高めた中長期薬価制度を用意するため、各団体が推薦した専門家で構成された薬価制度協議体が薬価制度全般に対し議論中。

・健康保険審査評価院の経済性評価や国民健康保険公団の薬剤価格交渉はそれぞれ独自の目的があるため省略不可。

- 二元化体系は維持するものの、施行主体・手続き・基準など効率性を向上できるように登載手続きを改善('09.8月施行)。

・現在の健康保険審査評価院の経済性の評価金額を国民健康保険公団の協議過程で交渉参考価額として考慮。

- ただし、健康保険審査評価院の経済性評価は比較薬剤のみ評価したもので交渉時には交渉参考価額である代替薬剤の投薬費用などを共に考慮するのが妥当。

・薬剤価格算定基準は患者診療だけでなく保険財政の状況を総合的に反映して運営しており、細部の改善事項は今後検討する予定。

35) 交通問題について改善【警察庁/受入】

《建議要約》

オートバイの歩道走行、車の信号無視、バスの急発進、急停車等、取締りの強化および政府による交通モラル向上のための指導を要望する。

・警察庁では交通法規遵守のため、持続的な取り締まりと教育・広報を実施。

－ 特に、交差点における相次ぐ車の進行による渋滞を根絶するため、国会に無人装備で課金を賦課する法案が係留中、二輪車の歩道走行に課金を賦課する方案を推進中。

・今後、重要な交通法規の違反行為に対する指導・教育を強化し、交通安全が確保できるようにする。